

令和6年（行ウ）第53号 裁判官報酬減額等請求事件

原告 竹内浩史

被告 国

## 第1準備書面

2024（令和6）年10月11日

名古屋地方裁判所 民事第1部 合議口C係 御中

原告訴訟代理人弁護士

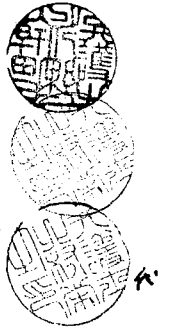
水野幹男

同

北村栄

同

新海聡



### 第1 本書面の趣旨

私が現職裁判官であるにもかかわらず本件訴訟を提起するに至った経緯と、今日までの経過について述べます。

### 第2 講演・執筆・証言

#### 1 母校での講演

昨年（2023年）10月29日、私の母校である愛知県立時習館高校（豊橋市）の記念行事で、同期の同窓生の代表として「裁判官の良心とは」という講演をさせていただきました。

#### 2 書籍の執筆

講演の内容は、私が弁護士任官して以来20年以上にわたり考え続け

て来た事を、高校生にも分かりやすく解き明かそうというものでした。

これを出版していただける話になり、大幅に加筆した上で「『裁判官の良心』とはなにか」（甲第1号証）として刊行しました。

まだ発行から数か月ですが、既に3刷を重ねています。

### 3 裁判官弾劾裁判所での証言

執筆をしたのは今年の夏期休暇中でしたが、書いているうちに、同じ現職裁判官の数少ないブロガーとして、岡口基一裁判官の裁判官弾劾裁判を傍観していていいのかという思いが募るようになりました。

それまでは、三権分立のドグマに阻まれて、国会議員で構成する裁判官弾劾裁判所の審理中に現職裁判官が意見を述べてはいけないのではないかと自重していたのですが、私自身が岡口側の証人として立てば、自由に物申す事ができると気づき、昨年11月22日の法廷で実行に移しました。

## 第3 裁判所への失望

- 1 私は、書籍の執筆時点では、まだ大いに裁判所に希望を抱いていました。本件訴訟を提起する事も全く考えていませんでした。

それは、あとがきに、裁判所は決して「ブラック官庁」ではない（212頁）などと書いて、裁判官への任官を勧めていることから分かります。

- 2 しかし、昨年末から年明けにかけて、私にはショッキングな事象が相次ぎました。

- (1) まず、津地裁部総括就任後、2年間にわたり私の右陪席を務めて下さっていた裁判官が、名古屋地裁豊橋支部に異動した途端に依願退官を表明した事です。

彼は、私と同様に数少ない弁護士任官者です。退官の動機は、ご自

身が取材に答えて既に新聞記事になっていますが、例えば、支部の裁判官全員に夜間・休日の令状当番を割り当てておきながら、宿直室を設けず、料金自己負担で庁舎近隣のホテルに宿泊させるといった待遇の劣悪さでした。

私はたまたま宿直室のない裁判所で令状当番を経験した事が無かったので知らなかったのですが、こうした例は全国各地の他の支部でもあるとの事です。

これでは、他の行政官庁でもおそらく類例の無い「ブラック」職場と言われても仕方がありません。民間企業であれば、労働基準監督署から厳しい改善指導を受ける事は必至と思われれます。

このような理由で貴重な弁護士任官者を退官に追いやってしまった事には、激しい憤りを覚えました。

(2) 次に、私自身に対する処遇の問題です。

私は今年3月末で津地裁部総括を3年務めた事になり、同期の裁判官は弁護士任官者も含めてほぼ全員が高裁部総括以上になっていたので、私にも同様の異動先の内示があるものと期待していました。

ところが、今年1月の所長からの内示は、もう1年間留任というものでした。その間に高裁部総括のポストが定年退官等で空くまで待機せよというのではなく、確定的に津地裁部総括4年目を務めよという異例のものでした。

本件訴訟で主張しているとおり、人事当局は私を正当に処遇する気は全く無いのだと見切りをつけました。

(3) 提訴の決定的な動機となったのは、裁判官を含む国家公務員の地域手当の見直しの件です。

今年3月頃、私が津地裁着任後毎年減俸される原因となっている地域手当について調べていたところ、驚愕の事実を知りました。今年が、

問題の地域手当の10年ごとの見直しの年に当たり、人事院において検討中だということです。

そのような事は、最高裁から全く知らされていませんでした。最近の公文書公開請求の結果によると、最高裁は人事院から意見を求められたにもかかわらず、下級審の裁判官はもとより、高裁長官や地家裁所長にすら情報提供して意見を求める事を全くしていないと判明しました。

まさに「由らしむべし、知らしむべからず」を地で行くような事務総局のやり方は、市民オンブズマン出身で、中部弁護士会連合会推薦第1号の弁護士任官者の私として、到底許す事ができないものでした。

#### 第4 提訴予告後の経緯

- 1 地域手当による不合理な差別については、自著（甲第1号証）の141頁以下で、裁判官の「諸手当は不公平」と題して問題提起していた事もあって、言行一致させようと考え、本件訴訟の提起を決意しました。

私は、被告から3年の消滅時効を援用される事を慮って、今年4月の給料日直前に最高裁長官に催告通知書を送り、単身で名古屋司法記者クラブに乗り込み、提訴予告の記者会見を開きました。

- 2 記者会見は予想外に広く報道され、大きな反響がありました。

私が認識を新たにしたのは、国家公務員の地域手当の格差に悲鳴をあげている人たちの中には、地方公務員や地方公共団体の施設の利用者もいるという事実です。

具体的には、国家公務員に準じて定められている地域手当が低い市立病院には看護師が集まらず、患者が十分な診療を受けられないという現実があるそうです。

- 3 問題が私の減俸から広がりを見せ、民間も含む賃金一般の地域格差に

まで及ぶと分かったので、本件訴訟では、憲法14条の平等原則違反も大きな柱に据える方針にしました。

- 4 今年4月以降の約半年間で、高裁部総括のポストは定年退官や在職死亡により十前後空きましたが、私に後任を打診される事は一切ありませんでした。

そして、今月4日、同期(39期)で最後に残っていた大野和明判事も名古屋高裁金沢支部長に発令され、地裁部総括以下は私だけになりました。

- 5 私以外の39期の現職裁判官17名の本日現在のポストは、後記のとおり、最高裁判事1名、高裁長官2名、高裁部総括(知財高裁所長・高裁支部長を含む)10名、地家裁所長4名となっています。

間違いなく全員が判事1号以上の報酬となっているのに対し、私だけが判事3号に11年間も止め置かれています。

なぜ、このような露骨な昇格昇給差別をしているのか、関係した裁判官に直接問い正したいと考えています。

#### 記

平木正洋最高裁判事

中山孝雄広島高裁長官

矢尾和子福岡高裁長官

齊木利夫仙台高裁秋田支部長

大野和明名古屋高裁金沢支部長

本多知成知財高裁所長

太田晃詳東京高裁部総括

増田稔東京高裁部総括

石川恭司大阪高裁部総括

牧賢二大阪高裁部総括

本多久美子大阪高裁部総括  
徳岡由美子大阪高裁部総括  
坪井祐子大阪高裁部総括  
片山昭人福岡地裁所長  
永井尚子福岡家裁所長  
高山光明さいたま家裁所長  
久保田浩史岡山家裁所長

以上